

社会福祉法人常陽社会福祉事業団役員等の

報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人常陽社会福祉事業団定款第5条に規定する評議員、第16条に規定する理事及び監事並びに第6条に規定する評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等が理事会、評議員会、諸会議及び入札立会等(以下「役員会等」という。)に出席した場合は1回につき7,000円を、役員会等が終日に亘る場合には12,000円を支給する。

2 監事が監査を実施した場合は、1日につき12,000円を支給する。

3 理事長報酬は、月120,000円とする。

(退職慰労金)

第3条 退任役員等にする退職慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1年につき 30,000円

(2) 理事及び監事

在任期間1年につき 20,000円

(3) 評議員(評議員選任・解任委員は除く。)

在任期間1年につき 10,000円 ただし、平成29年4月1日以降は在任期間1年につき、20,000円に読み替えるものとする。

2 在任期間の計算は、役員等の就任日から起算し、1年に満たない場合には6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満のときは切り捨てるものとする。

3 事業団職員が役員等を兼ねる場合には、在任期間に算入しないものとする。

(費用弁償の額)

第4条 役員等の費用弁償の額は、一般職給料表の適用をうける職員の5級相当の職務にあるものとみなして、職員の旅費支給例により計算した額とする。

(重複支給の排除)

第5条 常勤の職員が役員等の職を兼ねるときは、常勤の職員としてうける旅費相当の費用を弁償するものとし、報酬は支給しない。

(報酬の支給及び費用弁償等の方法)

第6条 役員等の報酬の支給及び費用弁償の方法については、職員の例による。ただし、退職慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第7条 報酬及び退職慰労金の支給にあたり、法定の源泉所得税額及び退任役員等が法人

に対して負担する責務があるときは、その額を控除する。

附 則

この規程は、昭和 52 年 10 月 20 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正後の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正後の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

(役員等の在任期間の起算日及び施行期日)

- 1 役員等の在任期間の起算日は平成 20 年 4 月 1 日とし、平成 29 年 3 月 31 日より施行する。